

# 練馬区立区民農園条例施行規則

平成13年10月26日

規則第81号

改正 平成15年10月31日規則第108号

平成17年3月31日規則第62号

平成18年1月13日規則第3号

平成19年3月29日規則第21号

平成20年1月23日規則第2号

平成28年3月24日規則第73号

令和元年10月28日規則第43号

注 平成17年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、練馬区立区民農園条例（平成13年3月練馬区条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(世帯を単位としない利用)

第2条 条例第4条ただし書の規定に基づき、つぎに掲げるものは、練馬区立区民農園（以下「区民農園」という。）を利用することができる。

- (1) 構成員の過半数が練馬区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者で構成されている区内の団体
- (2) 福祉または教育を目的とする区内の団体で区長が認めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に認めるもの

(利用期間)

第3条 条例第5条に規定する区民農園の利用期間は、23月間とし、区長が指定する年の3月1日をその開始日とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、同項の利用期間を短縮し、または同項に規定する利用期間の開始日以外の日を利用期間の開始日とすることができる。

- (1) 第5条第5項の規定により決定を受けた利用予定者について利用を承認するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたととき。

( 休園日および利用時間 )

第4条 区長は、つぎに掲げる場合は、条例第6条第1項ただし書の規定に基づき、区民農園を臨時に休園とすることができる。

(1) 農地の天地返しを行う必要があると認めたととき。

(2) 施設の補修等を行う必要があると認めたととき。

(3) その他管理上休園する必要があると認めたととき。

2 条例第6条第2項に規定する区民農園の利用時間は、日の出から日没までとする。ただし、休憩施設については日の出から午後5時まで、広場については午前零時から午後12時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めたとときは、前項の利用時間を変更することができる。

( 令元規則43・一部改正 )

( 募集および利用予定者の決定 )

第5条 区民農園の利用を希望する者の募集方法は、公募とする。

2 前項の公募の方法、公募の時期その他公募について必要な事項は、区長が定める。

3 区長は、第1項の公募により区民農園の利用を希望する者から応募があったときは、応募内容に基づき、利用予定者を決定する。この場合において、応募数が貸出農地の区画数を超えるときは、抽選により利用予定者を決定する。

4 区長は、前項後段の規定に基づいて利用予定者を決定する場合は、併せて必要と認める数の補欠者およびその順位を定める。

5 区長は、利用予定者として決定を受けた者が第7条第1項の手続をしないとき、第14条の規定による利用の辞退があったとき、または条例第12条の規定による利用の承認の取消しがあったときは、前項の補欠者のうちからその順位に従い、利用予定者を決定する。

( 公募の例外 )

第6条 前条の規定にかかわらず、区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、公募によらないで、区民農園を利用させることができる。

- (1) 区内に住所を有する身体障害者、知的障害者または精神障害者を含む世帯が、おおむね20平方メートルの区画を利用しようとするとき。
- (2) 第2条第2号に掲げる団体が利用しようとするとき。
- (3) 区民等（区内に住所を有する者、区内に存する事務所もしくは事業所に勤務する者または区内に存する学校に在学する者をいう。以下同じ。）である身体障害者、知的障害者または精神障害者を含む団体（前号に掲げる団体を除く。）が、おおむね20平方メートルの区画を利用しようとするとき。

（令元規則43・一部改正）

（利用の手続）

第7条 第5条第3項または第5項の規定により決定を受けた利用予定者は、区民農園を利用しようとするときは、区長が指定する期日までに、区民農園利用申請書（第1号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請について利用を承認したときは、区民農園利用承認書（第2号様式）により利用予定者に通知する。
- 3 前2項の規定は、前条の規定により区民農園を利用しようとするものについて準用する。

（利用の不承認）

第8条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第8条の規定に基づき、利用の承認をしない。

- (1) 利用予定者が重複して利用申請をしたとき（区長が特に必要があると認めるときを除く。）。
  - (2) 利用予定者が他人名義により利用申請をしたときその他不正な方法により区民農園を利用しようとするとき。
- 2 区長は、条例第8条の規定により利用の承認をしないときは、その理由を付し、区民農園利用不承認通知書（第3号様式）により利用予定者に通知する。

（平18規則3・令元規則43・一部改正）

（利用者証の交付）

第8条の2 区長は、第7条の規定により区民農園の利用の承認を受けた者（以

下「利用者」という。)に対し、区民農園利用者証(第3号様式の2)を交付する。

(令元規則43・一部改正)

(使用料の納入等)

第9条 利用者は、利用承認後、区長が指定する期日までに、条例第10条に規定する使用料を第3条第1項に規定する利用期間について12月分および11月分をそれぞれまとめて納入しなければならない。

2 第3条第2項の規定により利用を開始する利用者の使用料の納入期日および納入方法は、前項の規定に準じて区長が定める。

3 区民農園の利用開始日が月の中途に当たるときの当月分の使用料の額は、日割り計算により算出した額とし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(使用料の減免)

第10条 条例第11条の規定により使用料を減額し、または免除することができる場合は、つぎに掲げるとおりとする。

(1) 区が主催し、または共催する事業で利用するとき。 免除

(2) 区内の団体が行政への協力等の目的のために利用するとき。 免除

(3) 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校が教育目的のために利用するとき。 免除

(4) 区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。 5割減額

(5) 幼稚園、小学校、中学校および特別支援学校以外の区内の学校が教育目的のために利用するとき。 5割減額

(6) 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者の区民等が占める10人以上の団体が利用するとき。 5割減額

(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。 免除  
または5割減額

(平19規則21・令元規則43・一部改正)

(使用料の減免手続)

第11条 前条の規定により使用料の減額または免除を受けようとする者は、区民

農園使用料減額・免除申請書（第4号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請に基づき、使用料の減額または免除を承認したときは、区民農園使用料減額・免除承認書（第5号様式）により通知する。

（使用料減免理由の変更届出）

第12条 前条第2項の規定により使用料の減額または免除の承認を受けた者は、当該減額または免除の理由に変更が生じたときは、区長にその旨を遅滞なく届け出なければならない。

（利用承認の取消し等）

第13条 区長は、条例第12条の規定により利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止するときは、その理由を付し、区民農園利用承認取消等通知書（第6号様式）により利用者に通知する。

（利用の辞退届）

第14条 利用者は、利用期間内に利用をやめようとするときは、区民農園利用辞退届（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

（使用料の還付等）

第15条 条例第14条ただし書の規定により使用料の全部または一部を還付する場合の特別の理由およびその還付金額は、つぎのとおりとする。

(1) 利用者の責めに帰すことができない理由により連続して15日以上貸出農地の全部を利用できなかったとき 利用できなかった期間（利用できなかった日数につき30日を1月として算定し、30日未満の端数については、その日数が15日以上ときは1月とし、14日以下ときはこれを切り捨てる。次号において同じ。）に相当する使用料の額

(2) 利用者の責めに帰すことができない理由により連続して15日以上貸出農地の一部を利用できなかったとき 利用できなかった期間に相当する使用料の額に利用できなかった面積の貸出農地の面積に対する割合を乗じて得た額

(3) 利用者が前条の規定により利用をやめたとき（利用期間の残余期間が6月以上ある場合に限る。） 利用をやめた日の属する月の翌月以降の月分に相当する使用料の額

2 前項に規定する還付金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 第1項の規定により既納の使用料の還付を受けようとする者は、区民農園使用料還付請求書（第8号様式）により区長に申請しなければならない。

（委任）

第16条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成14年3月1日から施行する。ただし、第5条から第13条まで、第15条（第1項第3号を除く。）および第17条の規定は、平成13年11月1日から施行する。

付 則（平成15年10月規則第108号）

1 この規則は、平成16年3月1日から施行する。ただし、第8条のつぎに1条を加える改正規定および第3号様式のつぎに1様式を加える改正規定は、平成15年11月1日から施行する。

2 この規則による改正後の練馬区立区民農園条例施行規則の規定は、平成16年3月1日以後の利用に係る分について適用し、同日前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則（平成17年3月規則第62号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立区民農園条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（平成18年1月規則第3号）

この規則は、平成18年3月1日から施行する。ただし、第4号様式および第5号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月規則第21号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年1月規則第2号）

1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の練馬区立区民農園条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（平成28年3月規則第73号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立区民農園条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和元年10月規則第43号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。ただし、第6条、第8条第1項、第8条の2、第10条、第1号様式、第2号様式および第3号様式の2の改正規定ならびに付則第3項および第4項の規定は、令和元年11月1日から施行する。

（練馬区市民農園条例施行規則の廃止）

- 2 練馬区市民農園条例施行規則（平成4年8月練馬区規則第80号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則による改正後の練馬区立区民農園条例施行規則第6条、第8条第1項、第8条の2および第3号様式の2の規定は、令和2年3月1日以後に練馬区立区民農園を利用する者について適用し、同日前に練馬区立区民農園を利用する者については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立区民農園条例施行規則第1号様式および第2号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

第1号様式（第7条関係）

練馬区立区民農園利用申請書

申請代表者	氏名（団体の場合は団体名および代表者氏名）	生年月日
	住所（団体の場合は所在地）	連絡先
代表者以外の利用者	氏名	生年月日
申請農園名	練馬区立 区民農園	
申請区画番号	第 番 区画	

練馬区立区民農園の利用について、上記のとおり申請します。利用に当たっては、練馬区立区民農園条例、同施行規則、その他区が指示することを遵守します。

年 月 日

練馬区長 殿

申請代表者 \_\_\_\_\_



第2号様式（第7条関係）

練馬区立区民農園利用承認書

年 月 日

様

練馬区長

印

つぎのとおり練馬区立区民農園の利用を承認します。

利 用 者	
利 用 農 園 名	練馬区立 区民農園
利 用 区 画 番 号	第 番 区画
利 用 承 認 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料	年 月 日から 年 月 日まで 円 年 月 日から 年 月 日まで 円
〔注意事項〕 ①上記利用承認期間にかかわらず、都合により期間の途中で農園を廃止し、利用期間が短縮されることがあります。 ②利用に当たっては、練馬区立区民農園条例、同施行規則、その他区が指示することを必ず守ってください。これらに違反した場合は、利用承認を取り消すことがあります。	

第3号様式（第8条関係）

練馬区立区民農園利用不承認通知書

年 月 日

練馬区長

印

練馬区立区民農園の利用について、つぎのとおり不承認としましたので、練馬区立区民農園条例施行規則第8条第2項の規定に基づき通知します。

申請代表者	氏名 (団体の場合団体名および代表者名)
	住所 (団体の場合所在地)
不承認の理由	該当条項

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第3号様式の2（第8条の2関係）

（表）

練馬区立区民農園 利用者証		
写 真	農 園 名	区民農園
	区 画 番 号	
	利用承認期間	年 月 日～ 年 月 日
	代表者住所 （団体所在地）	
代 表 者	代 表 者 氏 名	
練馬区長		

（裏）

注 意 事 項	
	代表者以外の利用者名
1	
2	
3	
4	
5	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 代表者の写真を添付していないものは無効です（規則第2条第2号に該当する団体を除く。）。</li> <li>2 農園を利用するときは、この利用者証を携帯してください。</li> <li>3 利用者証を当該区画の利用者以外が使用することはできません。</li> <li>4 住所等に変更があった場合は、下記までご連絡ください。</li> </ol>	
練馬区	

第4号様式(第11条関係)

練馬区立区民農園使用料減額・免除申請書

年 月 日

練馬区長 殿

練馬区立区民農園使用料の減額・免除について、つぎのとおり申請します。

申請 代 表 者	氏 名 (団体の場合団体名 および代表者名)	
	住 所 (団体の場合所在地)	
申請農園名	練馬区立	区民農園
申請区画番号	第	番区画
減額または免除の事由	1 区が主催し、または共催する事業で利用する。 免除 2 区内の団体が行政への協力等の目的のために利用する。 免除 3 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校 が教育目的のために利用する。 免除 4 区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用する。5割減額 5 幼稚園、小学校、中学校および特別支援学校以外の区内の学校 が教育目的のために利用する。 5割減額 6 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者 の区民等(区内に住所を有する者、区内に存する事務所または事 業所に勤務する者および区内に存する学校に在学する者をい う。)が占める10人以上の団体が利用する。 5割減額 7 その他〔 〕 免除・5割減額	

第5号様式(第11条関係)

練馬区立区民農園使用料減額・免除承認書

年 月 日

練馬区長

印

練馬区立区民農園使用料の減額・免除について、つぎのとおり承認します。

利 用 代 表 者	氏 名 (団体の場合団体名 および代表者名)	
	住 所 (団体の場合所在地)	
利 用 農 園 名	練馬区立	区民農園
利 用 区 画 番 号	第	番 区画
減額または免除の事由	1 区が主催し、または共催する事業で利用する。 免除 2 区内の団体が行政への協力等の目的のために利用する。 免除 3 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校 が教育目的のために利用する。 免除 4 区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用する。5割減額 5 幼稚園、小学校、中学校および特別支援学校以外の区内の学校 が教育目的のために利用する。 5割減額 6 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者 の区民等(区内に住所を有する者、区内に存する事務所または事 業所に勤務する者および区内に存する学校に在学する者をい う。)が占める10人以上の団体が利用する。 5割減額 7 その他〔 〕 免除・5割減額	
注 意 事 項	利用期間中に「減額または免除の事由」に変更が生じたときは、直 ちに届け出てください。	

第6号様式（第13条関係）

練馬区立区民農園利用承認取消等通知書

年 月 日

練馬区長

印

練馬区立区民農園の利用について、つぎのとおり取消・制限・停止を決定しましたので、練馬区立区民農園条例施行規則第13条の規定により通知します。

利用 代表 者	氏 名 (団体の場合団体名 および代表者名)	
	住 所 (団体の場合所在地)	
利 用 農 園 名	練馬区立 区民農園	
利 用 区 画 番 号	第 番 区画	
取 消 ・ 制 限 ・ 停 止 の 別	① 利用承認の取消 ② 利用の制限 制限の内容 ③ 利用の停止 停止の期間	
[取消・制限・停止の理由および根拠規定]		

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第7号様式(第14条関係)

練馬区立区民農園利用辞退届

年 月 日

練馬区長 殿

練馬区立区民農園の利用について、つぎのとおり辞退します。

利 用 代 表 者	氏 名 (団体の場合団体名 および代表者名)	
	住 所 (団体の場合所在地)	
利 用 農 園 名	練馬区立	区民農園
利 用 区 画 番 号	第	番 区画
利 用 を や め る 日	年	月 日
辞 退 の 理 由		

第8号様式(第15条関係)

練馬区立区民農園使用料還付請求書

年 月 日

練馬区長 殿

練馬区立区民農園の利用について、つぎのとおり使用料の還付を請求します。

利 用 代 表 者	氏 名 (団体の場合団体名 および代表者名)	
	住 所 (団体の場合所在地)	
利 用 農 園 名	練馬区立	区民農園
利 用 区 画 番 号	第	番 区画
還 付 金 額 等	① 還付対象期間 _____ か月間 ( _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで) ② 還付請求金額 _____ 円 (上記の金額は、規則第15条の規定に基づき計算した額) ③ 還付請求事由 ( _____ ) 規則第15条第1項 _____ 号	



第1号様式（第7条関係）

（令元規則43・全改）

第2号様式（第7条関係）

（令元規則43・全改）

第3号様式（第8条関係）

（平28規則73・全改）

第3号様式の2（第8条の2関係）

（令元規則43・全改）

第4号様式（第11条関係）

（平18規則3・平19規則21・一部改正）

第5号様式（第11条関係）

（平18規則3・平19規則21・一部改正）

第6号様式（第13条関係）

（平28規則73・全改）

第7号様式（第14条関係）

第8号様式（第15条関係）